

## 追加提案検討用調書

① 特区名	東京圏
② 提案事項	CHO 構想の加速化（個人別保険料率を差別化し、健康行動を促す）

③ 制度の所管・関係府省庁	
	厚生労働省

④ 神奈川県健康・医療分科会において提案された事項	
(現状と課題)	<p>健康保険の保険料率については、健康保険法において、保険者を単位として報酬額に応じて一般保険料率等を定めることとされている。</p> <p>そのため、同一の報酬額であった場合、健康行動に積極的で将来の医療費軽減に貢献する者と、そうでない者とは、保険料の負担が同額となり、健康であることに努力した者への恩恵がない、健康行動を促すインセンティブが働かない制度となっている。</p>
(規制改革事項)	<p>そこで、健康行動に対するインセンティブを働かせ、率先した行動を促すため、個人を単位として保険料率を定める制度を導入し、健康行動に積極的な者と消極的な者との間で、保険料率の差別化を図る。</p>
(関係法令)	<p>健康保険法第 160 条</p>

⑤ ④の提案に対する回答	
	<p>個人の予防・健康づくりに向けた取組に応じて保険料に差を設けることについては、平成 26 年 10 月 15 日に開催された社会保障審議会医療保険部会でも議論されており、複数の委員から、社会保険は加入者から強制的に保険料を徴収し、疾病リスクを分散するためのものであることから、個人の状態・状況によって保険料に差を設けることはすべきではないという趣旨の意見が出されていたところ。</p> <p>このような意見を踏まえ、保険料そのものではなく、保険者が加入者の健康の保持増進のために行う保健事業において、個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブとして保険料への支援を行うことを検討してきたところ。</p> <p>本年の通常国会における医療保険制度改革では、個人の予防・健康づくりのインセンティブを強化するため、加入者の予防・健康づくりに向けた取組に応じたヘルスケアポイントの付与や保険料への支援等について、国が策定するガイドラインに沿って保険者が保健事業の中で実施できることを明確化していくことを予定している。</p>